

第4章 めざす水辺空間

4.1 水辺の空間像

(1) 市民に開かれた水辺

水辺は、都心のなかで自然やうるおいを感じさせ、憩いの場となるオープンスペースとして貴重な空間です。しかしながら、東横堀川では戦後以降、高い護岸によって川とまちは分断され、沿川の建物は川に背を向けて建ち並んでいます。

また、東横堀川沿いの水辺の多くは都市計画公園として位置付けられているものの、既設護岸や建物による見通しの悪さなど、利用者の安全・安心な空間とするために検討が必要な場所も存在しています。

今後、水辺整備を進めるうえで、周辺道路からの見通しやアクセスを向上させるとともに、まちと水面をつなぐ空間として、市民に開かれた使いやすい水辺をめざしていきます。



まちとつながる水辺空間のイメージ （事例：大阪市 木津川遊歩空間「トコトコダンダン」）

(2) 中之島と道頓堀をつなぐ水辺のネットワーク

水の回廊の一角である東横堀川は、中之島と道頓堀をつなぐ南北の軸です。

東横堀川とその沿川は、歴史的価値の高い橋梁があり緑道が既に整備されている**北エリア**、賑わい拠点であるβ本町橋が整備され水上アクティビティや舟運の拠点となっている**中央エリア**、沿川で最も川と駅が近い**南エリア**、上空から阪神高速の高架が外れ、開放感のある空間となっている**道頓堀川エリア**といった、エリアごとの個性があります。東横堀川の全川約2.5kmにわたり、沿川の個性を活かしつつ、各エリアを南北につなぐネットワークづくりをめざします。



中之島（土佐堀川と大阪市中央公会堂）



道頓堀



商店街位置の出典：「大阪市小売商業地図」（大阪市、平成 31 年 3 月時点）
東横堀川全川での水辺のネットワークのイメージ

(3) 陸上・水上での多様な利活用の中

水辺の魅力向上のためには、整備された水辺が、さまざまな主体による多様な利活用の場となる必要があります。そのため、水辺整備に際しては、陸上・水上ともにフレキシブルで使いやすい水辺空間と利活用の仕組みづくりを進め、多様な利活用の場をめざします。

■想定される利活用の例

① 地域活動やイベントとしての利用

- ・音楽やマルシェなどのイベントとしての利用
- ・地域の花壇・植樹活動としての利用 等



β本町橋北側の公園での花植え
出典：東横堀川水辺再生協議会 HP



β本町橋周辺での演奏イベント

② 日常的な利用

- ・昼食、休憩、待合せ等の屋外の滞在スペースとしての利用
- ・散歩利用 等



階段で休息



近隣保育園のお散歩のイメージ
(事例：浦安市境川)

③ 周辺施設による利用

- ・沿川建物のテラス席としての利用
- ・建物前の水上における舟の停泊スペースとしての利用 等



沿川店舗のテラス席のイメージ
(事例：名古屋市堀川)



β本町橋北側の舟の停泊

④ 水面の利用

- ・水上レストラン・カフェ、宿泊施設、コミュニティスペースとしての利用 等



水上レストランのイメージ
(事例：タグボート大正)
出典：水都大阪 HP



水上建物のイメージ (事例：オランダアムステルダム)

⑤ 舟運・水上アクティビティとしての利用

- ・ 舟運（動力船）やサップ（人力船）による水上アクティビティとしての利用
- ・ 水上における地域イベントとしての利用 等



都心の水上アクティビティ



水の回廊を巡るクルーズ
出典：水都大阪 HP

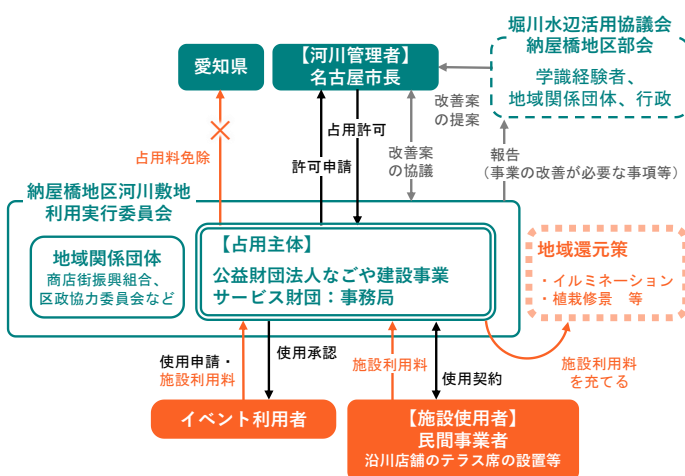


城北川 キャンドルナイト

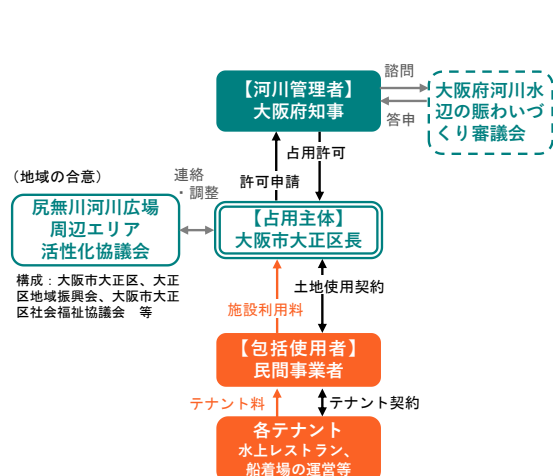
「参考」 水辺の利活用スキーム

河川区域は水上・陸上ともに公共空間であり、散歩や休憩といった日常的な利用のほかに、テラス席の設置やイベントの実施、水上レストランの設置のような“特定の主体が継続的に河川空間を使用する”際には占有申請を行うことで活用が可能となります。

事例の名古屋市堀川やタグボート大正では、河川の【占用主体】に各テナントや沿川店舗、イベント事業者等が使用料（テナント料）を納める仕組みになっています。



名古屋市堀川の利活用スキーム



タグボート大正の利活用スキーム

(4) 公民連携で「育てる」質の高い水辺

水の回廊の中でも、東横堀川は大阪最古の堀川という歴史があり、現在でも沿川建物と川は近い位置関係にあります。また、中之島や道頓堀といった観光拠点に挟まれつつも、周辺のまちは住宅と商業建物が混在した生活の場であるといった特徴があることから、東横堀川の個性を活かした水辺の魅力を最大限に引き出すために「“暮らし”に根差した水辺」をめざすことが必要であると考えます。

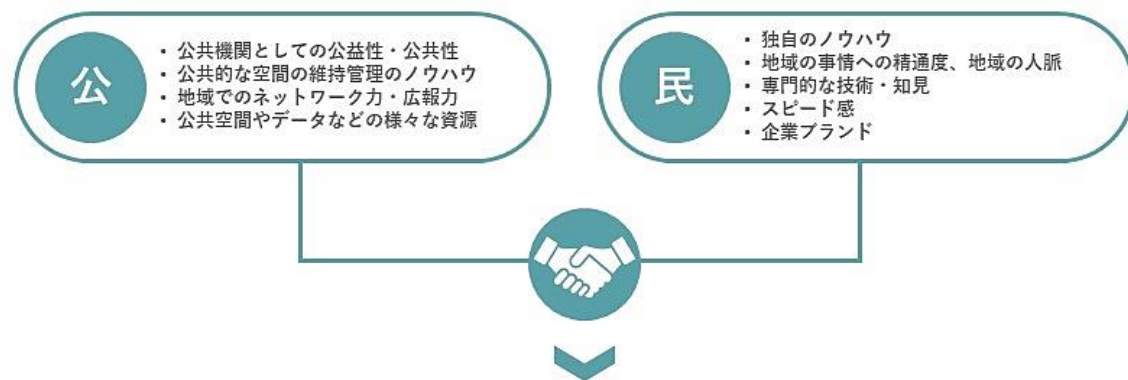
「暮らしに根差した水辺」の実現のためには、川や川沿いといった公共空間と、沿川建物や周辺のまちといった民間の空間を物理的に接続するだけでなく、沿川の店舗や建物所有者、住民、事業者による利活用といった「東横堀川でやりたいこと」を積極的に取り入れていくことが重要です。

「東横堀川でやりたいこと」を実現していくことで、東横堀川やまちへの関心や愛着（地域愛）が高まり、よりよい水辺空間づくりやまちづくりへと繋がっていく好循環が生まれます。

そこで、質の高い東横堀川の水辺の魅力空間づくりにおいては、行政と民間が対話しながら、ともに東横堀川周辺を“育てる”（公民連携で取り組む）ことをめざします。

公民連携とは？

公民連携とは、行政と民間が対等なパートナーとしてそれぞれの強みを生かしながらサービスの提供などを行うことをいいます。協働することで民間のアイデアを活かしたサービスの効率化が期待できるだけでなく、地域コミュニティの強化や地域経済の活性化、公共空間を舞台とした新たなビジネスの創出などが期待できます。



公民連携によって達成が期待されること

地域課題の解決	地域の活性化	質の高い公共サービスの提供
子育てや健康、コミュニティ、防災・防犯といった地域課題に対する取り組みの展開	公民連携での地域活性化による地域経済の好循環を創出、公民の役割分担による新たなビジネスの創出	行政だけでは提供が困難な、きめ細かくニーズに合ったサービスの実現

4.2 コンセプト

暮らしの水辺の再生

—リバーテラスがつなぐ川とまち・人—

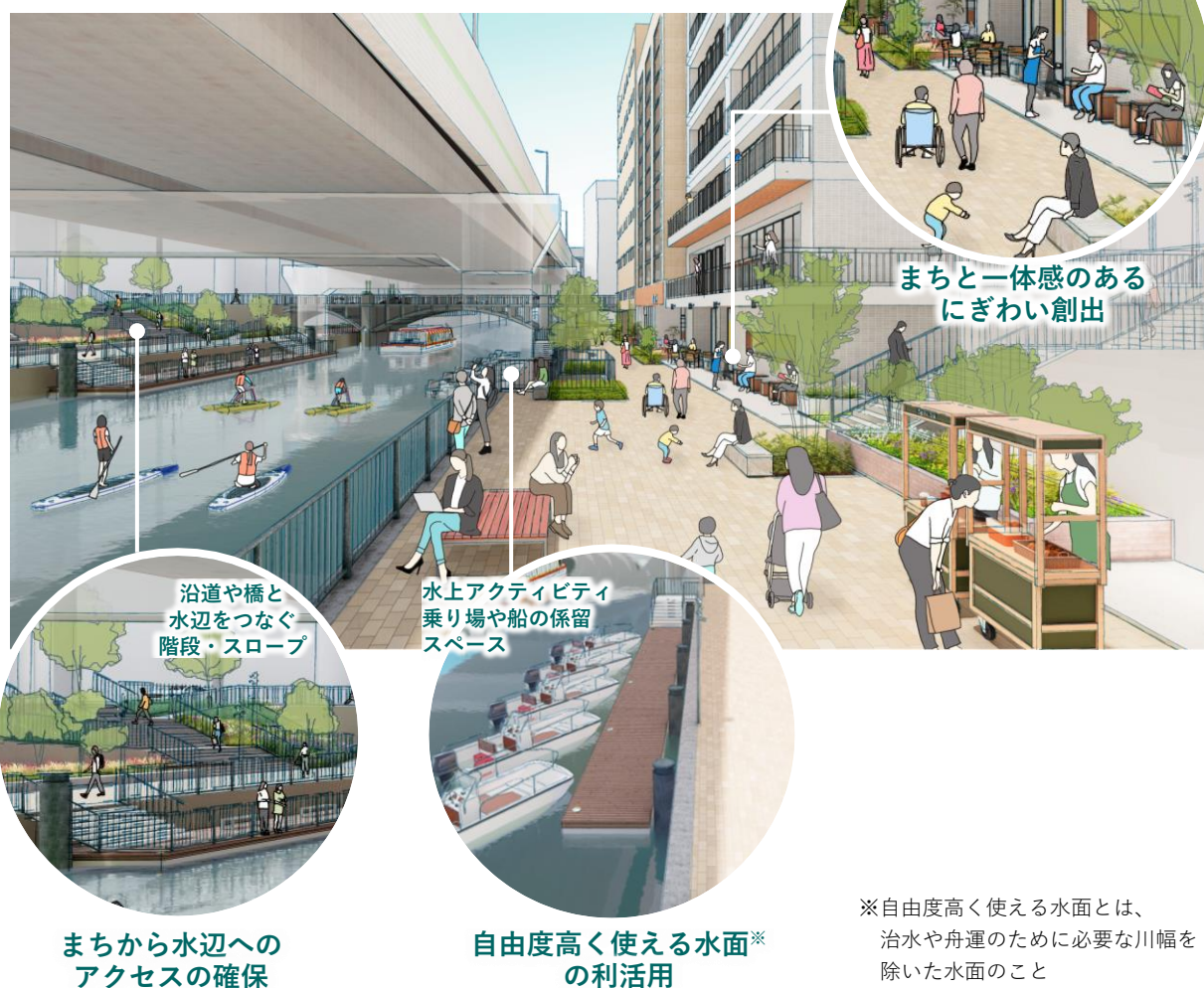
東横堀川にもとめられる「（１）市民に開かれた水辺」「（２）中之島と道頓堀をつなぐ水辺のネットワーク」「（３）陸上・水上での多様な利活用の場」「（４）公民連携で「育てる」質の高い水辺」といった姿を実現するため、川沿いの空間を護岸改修に併せて整備します。

川沿いの空間は、周辺のまちと川を横断的に繋ぎ、憩いながら利活用のできる空間となることをめざして、愛称として“リバーテラス”と呼びます。

リバーテラスが全川にひろがり、陸上・水上で縦断的につながっていくことで、中之島から道頓堀までつづく水の回廊の一边としてネットワーク化を図ります。

リバーテラス整備を通じた“暮らしの水辺”の再生に、公と民で一緒に取り組みます。

イメージパース リバーテラス視点



第5章 水辺の魅力空間づくりに向けた取組方針

5.1 護岸改修による安全性と親水性の向上

課題 安全性と親水性の確保

1970年代に整備された東横堀川の既設護岸は、今後、更新時期が集中するため、計画的に改修していく必要があります。改修にあたっては、最新の耐震基準を満足する護岸構造とし、安全性を確保する必要があります。また、現状は高い護岸で川とまちが分断されているため、護岸構造の見直しに併せて親水性を高めていく必要があります。

なお、全川にわたる護岸改修の完了には長い時間を要するため、定期点検による状態監視を適切に実施し、不具合箇所が発見されれば適宜補修を行い、健全性を確保する必要があります。

取組方針 護岸改修による安全性と親水性の向上

護岸の更新にあわせて、最新の耐震基準を満足する護岸構造に改修し安全性を向上します。なお、護岸改修にあたっては、治水上求められる機能を基に、護岸の高さや河道幅員を適切に設定する必要があります。

2001年（平成13）完成の東横堀川水門と道頓堀川水門によって高潮防御ができるようになり、護岸高の切り下げが可能となったため、リバーテラスから水面が望めるような親水性の向上に努めます。また、護岸改修に伴って護岸の位置は川を中心側に移動するため、リバーテラスの幅が広がり、現在と比べて開放感のある空間となります。

なお、水面については河道幅員^{※1}を15m以上確保することが治水上の条件となります。川幅に余裕がある箇所では自由度高く使える水面^{※2}も確保が可能です。

項目	採用値	根拠
計画高水位	O.P. ^{※3} +2.65m	道頓堀川 河川再生計画書
計画河床高	O.P.-1.50m	
計画高水流量	55 m ³ /s	
計算断面 (河道幅員)	15.0m	
止水高 (堤防天端高)	O.P.+3.25m	計画高水位(O.P.+2.65m) +余裕高(0.6m)
朔望平均満潮位	O.P.+2.20m	
想定津波高	O.P.+2.78m	東横堀川の最大値 ※津波高+広域沈下量 0.25m



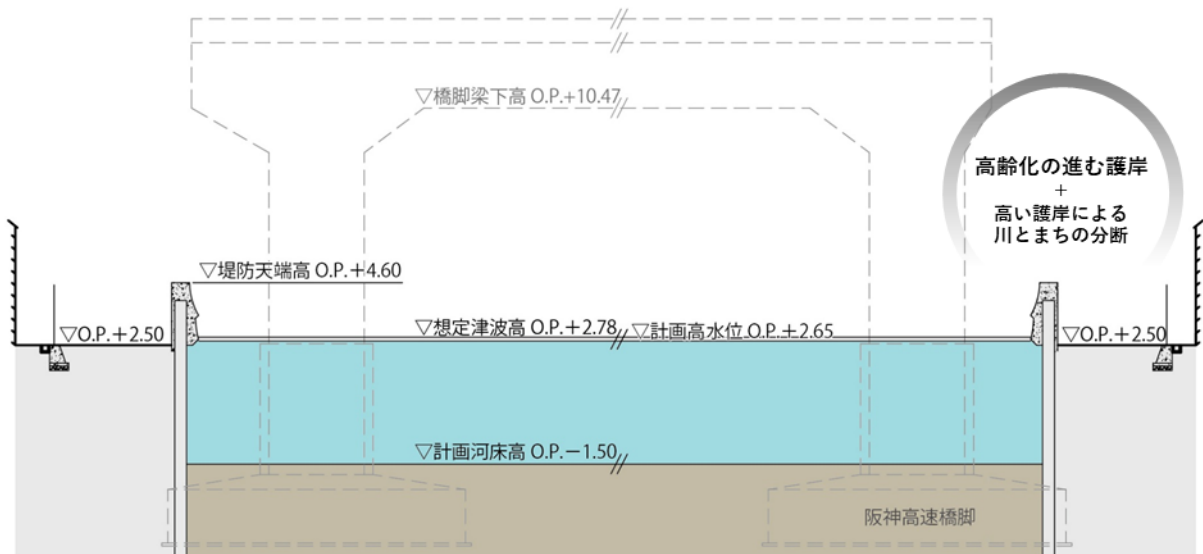
必要な護岸高を確保しつつ
親水性を確保した断面構成
のイメージ（事例：浦安市境川）

※1 河道幅員…計画高水流量 55 m³/s の水を適切に流すために必要な川幅。

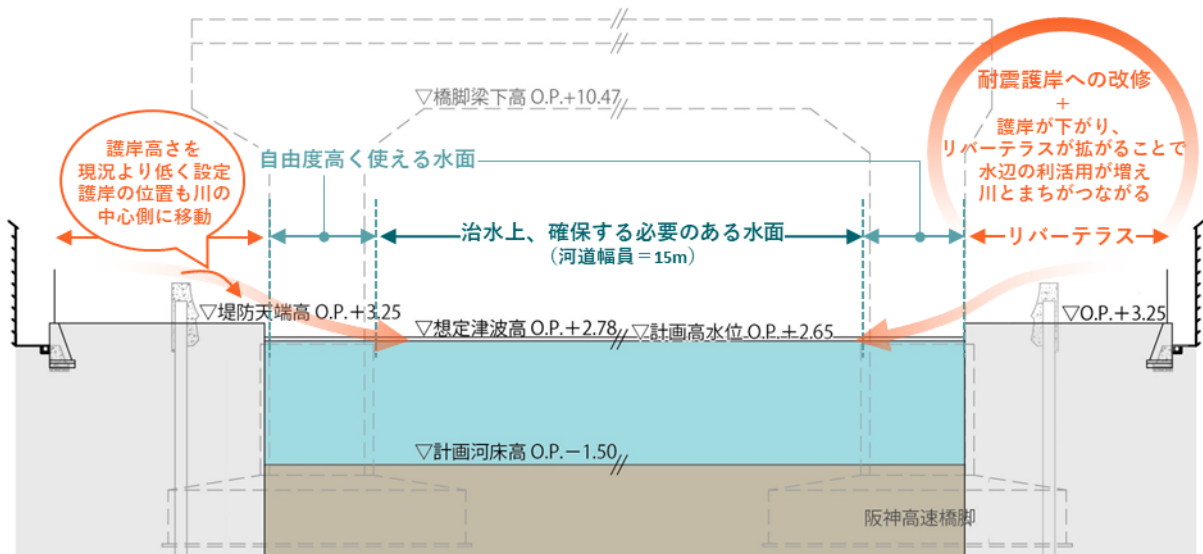
※2 自由度高く使える水面…治水や舟運（航路）に必要な川幅を除き、施設の設置などが可能な水面。

※3 O.P.…標高の基準となる海水面の高さであり、大阪湾最低潮位とも呼ばれる。1874年（明治7）の大阪港（天保山）の最低潮位を O.P.±0.0m と定義している。

現況の護岸
(標準断面)



整備後の護岸
(標準断面)



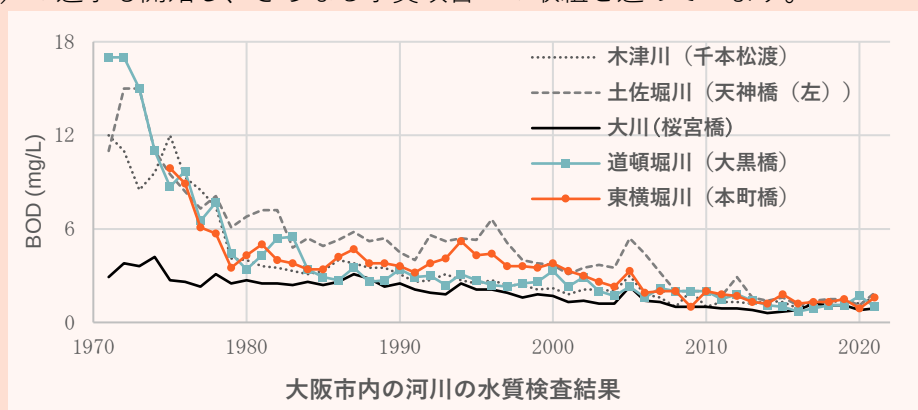
護岸の整備イメージ

※必要な護岸高さを確保しつつ、遊歩道高さは民地との連続性・親水性を鑑み、沿川の状況に即して設定します

5.2 水質改善と環境意識の醸成

課題 水都大阪の基盤となる水質の改善

東横堀川では、これまでも水質改善のために水門操作による浄化運転や、河道の浚渫、太閤下水の整備といった取組を行ってきた結果、下のグラフに示すとおり、東横堀川の水質（BOD）は大川と同程度まで改善してきました。さらに、2021年（令和3）から超高度処理水（MBR）の送水も開始し、さらなる水質改善への取組を進めています。



水都大阪の一辺を担う東横堀川において、今後、水辺の快適性や利活用の促進に向け、近づきたくなる綺麗な川への環境改善として水の濁りへの対策が必要です。

取組方針 水質改善と環境意識の醸成

近づきたくなる川の実現に向け、水の濁りに影響する水質改善のため、これまで実施していた取組の深度化を図ります。具体的には、MBR 放流量の増加や、水質観測に基づく水門操作等の取組が挙げられます。

あわせて、高速道路からの路面排水対策について、阪神高速道路株式会社と協力して実施します。

また、上記のハードの対策に加え、水質改善の取組について周知・広報に取り組みつつ、公民連携による環境意識の醸成（清掃活動の促進、ポイ捨てなどのマナーの改善）を図ります。



阪神高速の路面排水の流入



本町橋北側に整備された MBR 放流口



本市が行っている川掃除



水辺の環境美化のイメージ



水辺の環境美化のイメージ

5.3 公民連携による利活用・維持管理を見据えた事業推進

課題 地域との対話による空間づくり

水辺整備にあたり、積極的に利活用される魅力的な空間とするためには、使い手や担い手（将来的にエリアマネジメント※1を担う団体など）のニーズに対応可能な整備が必要です。積極的に利用・活用されることで、地域（使い手、担い手、沿川住民・企業）に愛され、親しまれる空間となると考えます。

水辺整備を契機に東横堀川に関心を持ち、地域課題を共有し、関わっていく人たちの創意・工夫のもとに、沿川地域の課題解決に取り組む仕組みづくりが重要になります。この仕組みを実現するためには、使い手や担い手がニーズを持ち寄り、主体的に関わってもらうことが大切ですが、現状ではそのような使い手や担い手が十分とは言えません。

使い手や担い手を発掘し、ニーズを把握するためには、地域との対話の機会が必要です。対話を通じて、水辺整備に主体的に関わる使い手や担い手が増え、地域への愛着（地域愛）が育まれることにより、地域課題の解決、地域の活性化、公共空間の質の向上に繋がると考えます。

取組方針 公民連携による利活用・維持管理を見据えた事業推進

使い手や担い手の「〇〇したい」といったニーズに対応可能な水辺整備とするため、利活用と維持管理を見据えた事業推進を実践します。

水辺整備の計画段階から地域がかかわる機会をつくり、水辺整備の設計プロセスを公民で共有することが重要です。計画段階から公民での対話を通じて、新たな水辺空間を自分たちが関われる場と感じてもらい、水辺の活動及び維持管理に対して主体的に関わってもらうことが重要です。

地域としては、使い手や担い手になり得る既存のまちづくり団体、沿川住民・企業、民間事業者を想定しています。

取組①地域との持続的な対話

現状の東横堀川は閉鎖的で容易に近寄れないため、川や水辺の活用について「存在を知らない人（無関心層）」や「興味はあるが利用できていない人・どうやって始めればよいかわからない人（潜在的関心層）」の割合が大きいと考えられます。そこで、まずは地域の方に対してアンケートやシンポジウム等を通じて興味を持っていただき、水辺の利活用に関心のある方（関心層）を発掘（機運を醸成）します。

また、関心層の中でも、各主体の目的や目標は異なることが予想されます。ワークショップ等で対話の場を設けることで関心層のネットワークをつくり、地域のめざす将来像を共有します。

このように、地域との持続的な対話（アンケート、シンポジウム、ワークショップ等）やエリアプラットフォーム※2での対話をもとに、事業を推進していきます。

取組②社会実験等による効果検証と設計上の課題把握

リバーテラスの整備にあたっては、地域に活用される空間の創出のため、地域のニーズにフレキシブルに対応できることが重要です。

ただし、リバーテラスの整備に地域ニーズを反映するためには、「地域が求める施設・設備がある状態で、治水上の機能を満たす」といった空間的な制約条件や、「夜間・荒天時の対応（責任の所在）」、「施設の管理コスト」といった運用ルール・コストなどの懸念事項も勘案した判断が必要です。

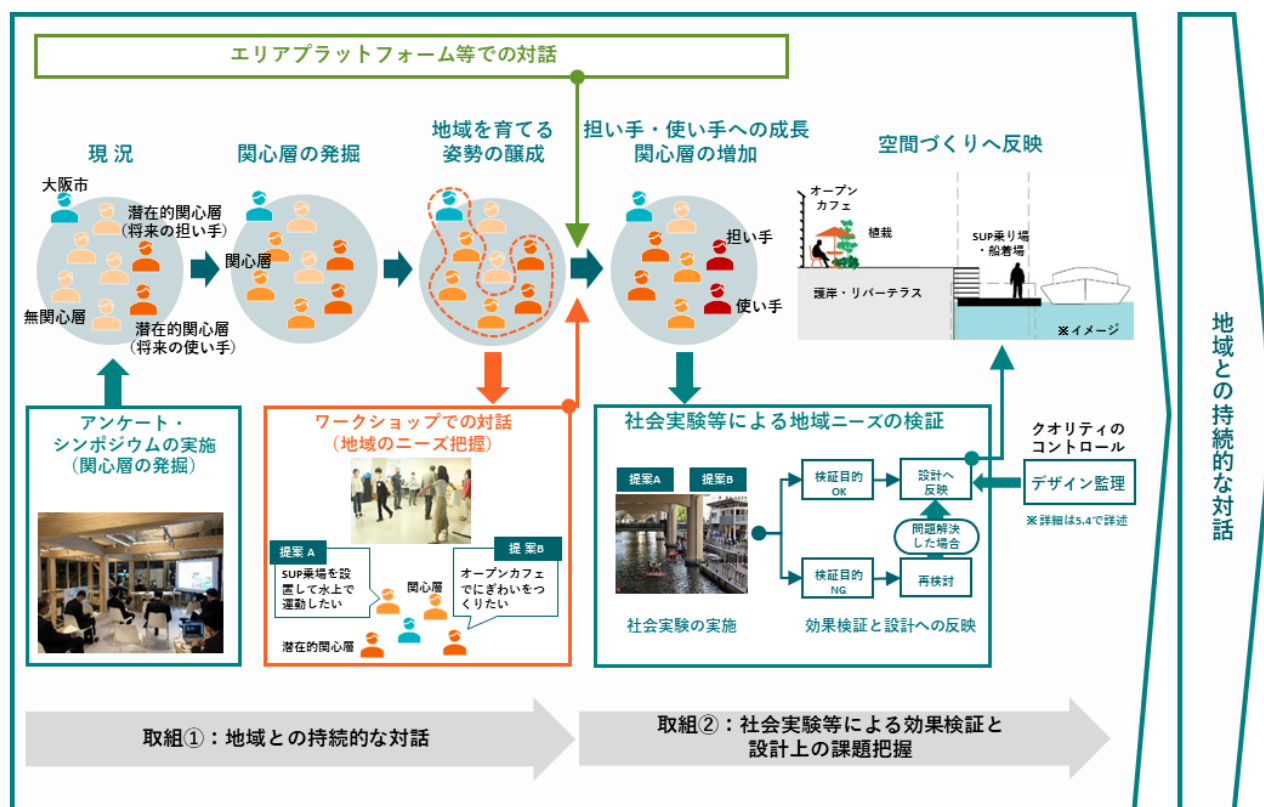
そのため、ワークショップやエリアプラットフォーム等での対話により抽出・選定された地域のニーズに対して社会実験での検証などにより、問題が生じないことやめざす水辺空間に寄与していることなどを確認できたものは設計※3へ反映します。

なお、東横堀川は延長が長く、沿川地域の特徴もさまざまであるため、ニーズ発掘の取組は、先行区間の知見を他区間に展開していく段階的なステップを想定しています。

※1：「エリアマネジメント」とは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことです。また、「エリアマネジメント団体」とは、その運用ルールや維持管理について運営・中間支援を担う組織を指します。

※2：「エリアプラットフォーム」とは、行政と地域で関わる多様な人々がフラットに話し合う場であり、東横堀川とその周辺のまちの将来像を議論する場のことです。

※3：「設計」は、遊歩道などハードの設計だけでなく、民間による利活用を支える制度の設計も含まれます。



公民連携による対話を通じた空間づくりのイメージ

5.4 質の高い水辺空間の創出

課題 魅力あるオープンスペースの確保

東横堀川周辺はマンション開発等により人口が増加傾向にある一方、都心部は早くから市街化が進み、緑が少ない状況にあります。過年度のワークショップにおいても、周辺に公園が少なく、公園使いができる場のニーズが挙げられています。

東横堀川の河川敷は都市公園区域に指定されているものの、未開設となっている場所もあります。また、開設済み公園（東横堀公園・東横堀緑道）においても、公園と川が護岸で分断されているため、安全・安心に利用できる公園として、利活用したくなる魅力的なオープンスペースの確保が必要です。



未開設の公園の様子

取組方針 質の高い水辺空間の創出

リバーテラスを質の高い魅力的なオープンスペースとして整備します。整備にあたっては、穏やかな水面や歴史的資産といった東横堀川が有するポテンシャルを活かした空間をめざします。

リバーテラスの整備にあたっては、地域のニーズを踏まえ、公園としても“安全・安心な・使いやすい・歩きたくなる・過ごしたくなる”空間づくりが必要です。

さらに、水の回廊の一角として、水都大阪の掲げるビジョン「世界に類をみない第一級の水都の創造とともに、住まう人・携わる人・訪れる人を笑顔に」との整合を鑑み、リバーテラスの整備にあたっては、高質な空間を整備し、地域の魅力を国内外に発信する景観の創出をめざします。

Ⅲ 水都大阪の将来像



1. ビジョン

世界に類をみない第一級の水都の創造とともに、
住まう人・携わる人・訪れる人を笑顔に

- 歴史と文化に培われた水都大阪を次世代につなぐ
- 世界の多くの人が水都といえば大阪を思い起こす
魅力あるにぎわい空間の創出
- 安全・安心で環境と共生する持続可能な水都大阪の確立

水都大阪ビジョン

出典：水都大阪ビジョン（2020年（令和2）11月）より

取組①東横堀川のポテンシャルを活かしたオープンスペースの創出

以下の4つのポイントを踏まえて、東横堀川らしい空間の創出をめざします。

水面に近づける空間の整備

水面は、光の反射や揺らぎ、風景の映り込みによって見る人に安らぎを与える都市景観の貴重な要素です。リバーテラス整備においては、東横堀川の穏やかで水上の利活用に向いているという特徴を活かして、視覚的に水を感じられるだけでなく、水面に近寄れる、水上の利用を促す整備をめざします。



水面に近づける階段護岸のイメージ
(事例：ロンドン リージェンツ運河)

緑の確保

公園等における緑は、都心において緑陰や季節の移ろいを提供する貴重な存在であり、特に水辺においては水面に緑がうつることによって潤いのある景観を生み出します。

また、快適性だけでなく、生物のすみかとなるなど多様な価値を有しています。リバーテラス整備にあたっては、護岸構造への影響を鑑みつつ、緑の配置を検討します。



東横堀緑道の緑

歴史的資産の活用

東横堀川には多くの橋とその橋詰広場など、川とまちのつながりを伝承する資産が現存しています。橋を視対象として活用し、橋詰広場をまちと川をつなぐ玄関口として整備することで、東横堀川の歴史を将来に伝えます。



本市内最古の
現役橋である本町橋

水都大阪にふさわしい夜間景観の創出

水面の揺らぎや歴史的な橋を活かした夜間景観の創出をめざします。東横堀川は高架や沿川建物に囲まれた空間が特徴であり、夜間景観の創出においては“安心感”と“情緒”のある空間づくりをめざします。



水辺の夜間景観のイメージ
(事例：オランダ ユトレヒト)

なお、めざす水辺の魅力空間として、関連する施設（河川、道路、公園等）とのかかわり方など、沿川地域のニーズに柔軟に対応し、魅力あるオープンスペースとして利活用できるよう、協議・調整します。

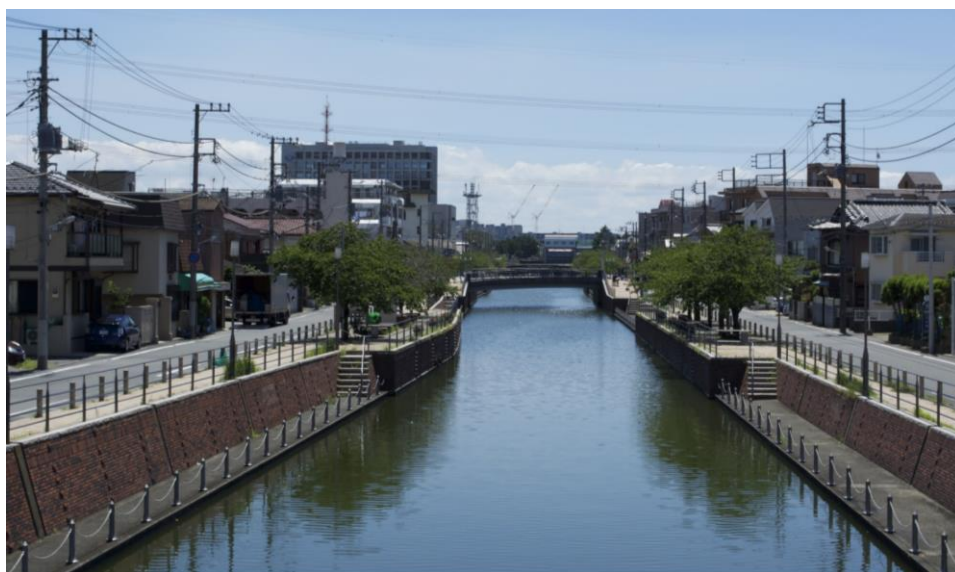
取組②調和のとれた水辺空間の創出

■デザインのクオリティコントロールの仕組み

水辺をまちに開かれた魅力的な空間とするためには、沿川全体でまち～リバーテラス～水面を一体に感じられることが重要であり、景観を構成する様々な要素の調和を図る（クオリティをコントロールする）必要があります。

また、リバーテラス整備は長期にわたり段階的に実施するため、空間デザインの考え方をその後の整備に適切に継承する仕組みが必要です。

そのため、長期にわたる事業全体を通じて河川・公園・道路の分野横断で東横堀川の空間デザインを監理できる仕組みとして、有識者と行政から成る（仮称）デザイン会議を設けて景観の調和の考え方を整理した「デザイン指針」を策定し、リバーテラスの整備に関するデザイン監理の継続性を保つことで、リバーテラスのクオリティをコントロールします。



調和のとれた水辺空間整備のイメージ
(事例：浦安市境川※土木学会デザイン賞優秀賞)

■エリアの独自性を発揮できる仕組み

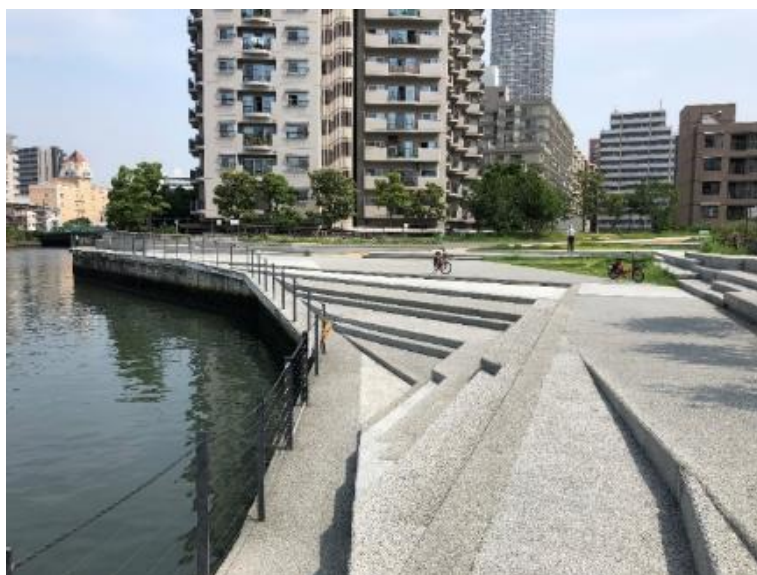
川とまちが一体となった空間づくりのため、沿川全体でクオリティをコントロールする一方、ニーズに応じてエリアの個性を活かした整備ができる仕組みが必要です。

拠点となり得る場所では、その場所の独自性を発揮できるよう、導入機能（滞在空間、こどもの遊び場、防災、飲食施設、情報発信機能、交流、観光等）、デザイン等を検討していきます。水辺整備に関しては技術力・デザイン力の高い設計者や優れた空間デザインを選定できるプロポーザルやコンペ方式を活用し、“歩きたくなる・過ごしたくなる”水辺空間づくりをめざします。

活用段階	活用が考えられる手法・制度	制度概要
計画・設計段階	プロポーザル方式による設計者選定	計画・設計業務に対する技術力や実績等をもとに設計者を選定する方式
計画・設計段階	コンペ方式による設計者選定	対象の敷地や構造物に対して最も優れた設計案を選定する方式

事例：木津川遊歩道アイデアデザインコンペ

木津川の遊歩道と背後地についてコンペが行われ、水辺の公園「トコトコダンダン」が整備されました。整備にあたっては、1次選定（アイデアコンペ）で複数の優秀案を選定し、次にその選定された応募者が大阪府の委託事業者による検討協力を得たうえで実現性を高めた2次審査（設計コンペ）が行われました。地域特性や市民の意見を踏まえたきめ細やかなデザインが実現し、魅力的な公共空間が創出されました。



5.5 持続的な利活用の推進

課題 良好な水辺空間の持続

水辺整備によってまちに開かれた水辺空間を創出する一方、沿川建物への迷惑行為や、ごみのポイ捨て、不審者の徘徊といった治安面での懸念があります。利活用を推進することで地域の関心が高まり、人の目が届く空間とすることが迷惑行為を抑止し、良好な空間の持続に繋がると考えます。

水辺空間の利活用推進においては、地域の価値や住民の満足度を上げ、既存の取組や制度の周知によって利活用を促しつつ、利活用のハードルとなる事項への対応が必要です。

取組方針 持続的な利活用の推進

取組①既存の制度による民間活力の活用

公共空間の利活用や維持管理を公民連携で取り組むことにより、満足度の高い水辺空間となると考えます。ハード整備前からの継続的な対話を通じた民間の利活用ニーズ抽出とあわせ、利活用の可能性が高い場所において、既存制度による民間活力の活用を推進します。

民間による公共空間の活用制度

■アドプト・リバー・プログラム

府は自発的な地域活動を河川の美化につなげる「アドプト・リバー・プログラム」を展開しています。アドプトリバー千代崎では美化・緑化活動に併せて、地域の幼稚園児の収穫体験、季節行事といった、コミュニティ活動を通じて地域での世代を超えた交流が行われています。



利活用：
地域行事の開催、
園芸など

維持管理：
清掃、緑化活動

■都市・地域再生等利用区域の指定による河川空間の占有

河川空間の利活用に係る規制緩和により、民間事業者等による河川敷地の占有が可能となったことで、水辺のオープンカフェや川床、イベント広場などによる魅力的な水辺空間が誕生しています。北浜テラスでは、中之島を望むロケーションを活かし、河川敷に川床を設置して川を感じながら飲食を楽しめる空間が生まれています。



利活用：
川床での飲食営業

維持管理：
河川敷の清掃

■公園施設設置・管理許可制度

公園機能の増進に資する施設の設置について、公募で選定された民間事業者等に許可することにより、都市公園の利用の促進等の機能向上や地域の活性化などの効果が期待されます。この制度により設置された東横堀緑道にあるβ本町橋は、1階での飲食や売店のほか2階でのイベント開催等により、賑わいの拠点として活用されています。



利活用：
キオスクの営業、
小型船の保管係留など

維持管理：
施設周辺緑道の清掃、
植樹帯の管理など

■指定管理者制度

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間事業者のノウハウや資源を活用することで、サービス向上と管理運営の効率化を図る制度です。大阪城公園ではこの制度が活用されており、民間事業者のグループが指定管理者となり、施設（天守閣や公園など）の運営・維持管理に加えて、イベントの開催など、魅力向上のための取組が行われています。



利活用：
イベントの開催など

維持管理：
清掃、植栽剪定、警備、
施設の修繕など

取組②利活用ルールを検討

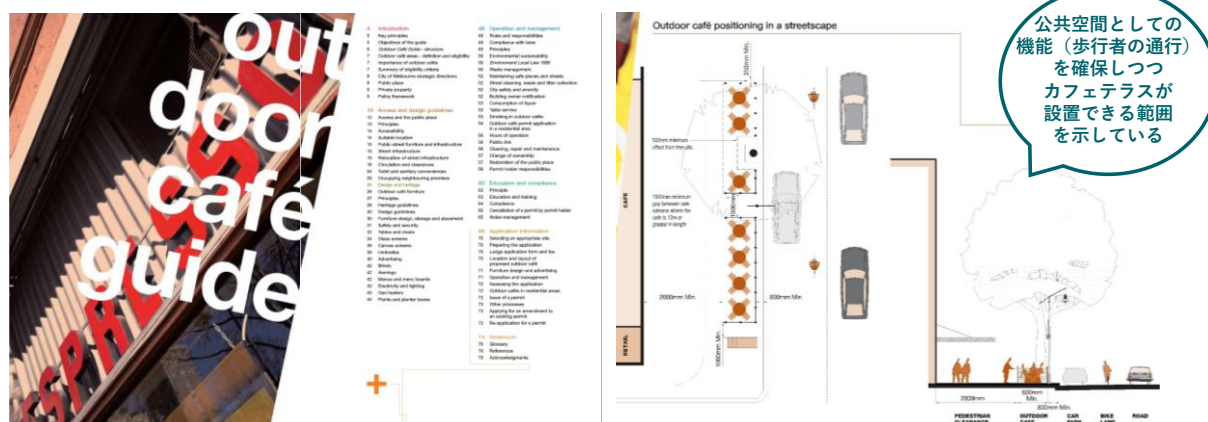
水辺空間の利活用を推進する本質的な目的は、利活用を通じて地域の価値や満足度を上げることにあります。利活用の推進にあたっては、利用者や地域の安全性・快適性の確保を前提として、より公益性の高い利活用がなされるようなルールが必要です。

例えば、リバーテラスと沿川建物は近接しているため、イベント等で音響・照明を使う際の周囲への影響が懸念されます。そのほかにも、イベント時のテント設置や、水上アクティビティと船の運航のバッティングなどについて整理が必要です。いずれのルールについても、公共空間として必要な機能（歩行者が安全に通行できること、など）の確保が前提条件となるため、河川・公園・道路のそれぞれの基準に照らし合わせた検討が必要です。

エリアプラットフォームによる対話や利活用の実践を通じて課題を抽出し、検証を重ねていくことで利活用ルールを検討します。



ルールとして整理が必要なポイントのイメージ



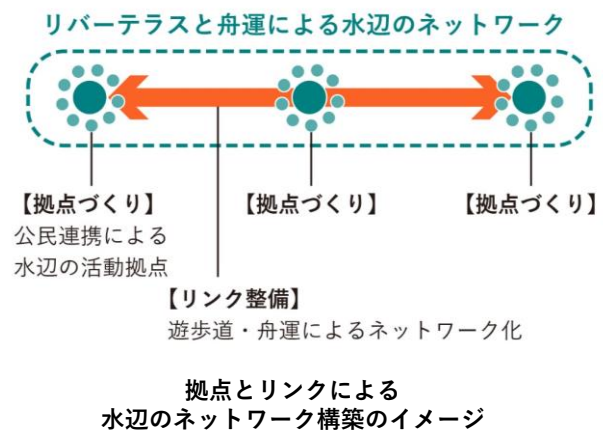
公共空間（道路）での地先利用（カフェテラス）に関するルールの例
（事例：メルボルン）

第6章 水辺の魅力空間づくりの進め方

6.1 基本的な考え方

水辺整備は、地域の特性や利用者のニーズ等をもとに、公民連携による水辺の活動の「拠点づくり」と、拠点間をつなぐ「リンク整備」の2つを軸にして進め、陸上の遊歩道や水上の舟運、連続的な景観等による南北のネットワーク構築をめざします。

拠点の具体的な場所や区間別の設計の詳細は、今後、地域との対話を通じて検討を深めていきます。



■拠点のイメージ

- ・水上・陸上の商業施設と一体となった空間
- ・まとまった広さのある公園 など



拠点のイメージ
(事例：大阪市タグポート大正)
出典：水都大阪 HP



拠点のイメージ
(事例：横浜市大岡川夢オード)

■リンクのイメージ

- ・快適に散策・回遊できる遊歩道 など



リンクのイメージ
(事例：墨田区北十間川)

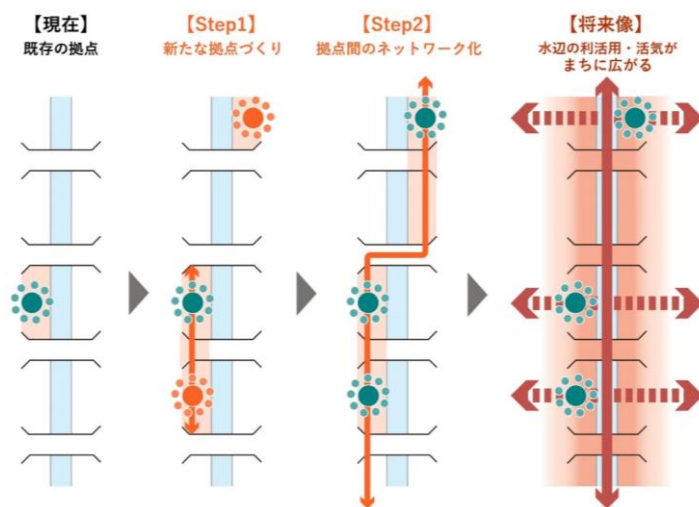
(1) 段階的な水辺のネットワークの整備プロセスの考え方

① 水辺のネットワークの整備プロセス

水辺整備において、護岸の耐震化は着実に進める一方、水辺の魅力空間づくりは一定の区間ごとに段階的に進めていきます。

区間の設定にあたっては、水辺整備の効果を多くの地域の方に、早期に実感してもらえるよう、まとまった規模の敷地があり、多くの方がアクセスしやすい立地であるなど、水辺の「拠点」となり得る条件を備えた場所から検討を進めることを基本とします。

その後、リンク整備により、沿川全体をつなげていきます。



水辺のネットワークの整備プロセスのイメージ

② モデル区間の設定

水辺整備の効果として水辺の快適性、賑わい形成、安全性等を可視化するために先行的に取り組む区間を「モデル区間」とします。モデル区間として、既存の拠点であるβ本町橋から東横堀公園、本市内の東西の交通軸である中央大通をリンクさせる本町橋～農人橋区間を位置付けました。



既存の拠点であるβ本町橋



街区公園である東横堀公園



農人橋北側の開けた水面

③ 今後の整備にあたって

モデル区間を含め、水辺整備が完了した区間における利活用の結果を踏まえ、検証しつつ、継続的な地域ニーズの把握と並行して整備を進め、全川を通じてよりよい水辺空間をつくっていきます。また、市民サービスの向上や行政運営の効率化等に取り組むための ICT の活用や、DX の取組を進めていきます。

(2) 目標期間

東横堀川では全川で護岸改修を進める必要があります。「淀川水系西大阪ブロック河川整備計画（2015年3月、大阪府・大阪市）」において耐震対策の目標時期が2045年（令和27）となっていることから、この時期を1つの目安として、東横堀川全川の護岸改修を進めていきます。

6.2 ロードマップイメージ

これからの取組方針として、東横堀川等の「水辺の魅力空間づくり基本方針」と、区間ごとの進め方を以下に示します。沿川全体に関わる取組としては、デザイン指針の策定とその後のデザイン監理、エリアプラットフォームとの対話を、並行して進めていきます。各区間の水辺整備については、それぞれ地域との対話を踏まえつつ、加えて、先行する整備区間の利活用の実態を反映しながら進めていきます。

事業ロードマップイメージ

